# 第8 年金額の改定

## 年金額の改定（スライド）の基本的なしくみ

原則、年金額は、毎年度、賃金や物価の変動に応じて自動改定するしくみとなっています。具体的には、

①新規裁定者（年金を受給し始める方）の年金額は、賃金変動率により改定

②既裁定者（年金を受給している方）の年金額は、物価変動率により改定

することとされていますが、賃金の伸びが物価の伸びを下回る場合は、現役世代の負担との公平の観点などから、新規裁定者、既裁定者ともに賃金変動率で改定する等、状況に応じた改定の特例が設けられています。

## 給付水準の自動調整（マクロ経済スライド）のしくみ

平成16年の年金制度の改正において、将来の現役世代の過重な負担を回避するという観点から、「調整期間」※1においては、「現役人口の減少」※2と「平均余命の伸び」※3を勘案した率（スライド調整率）により、給付水準を調整するしくみになっています。

※1「調整期間」とは、保険料収入の範囲内で給付を行いつつ、長期的な年金財政運営が図られるよう、年金額の伸びの調整を行う期間をいいます。

※2「現役人口の減少」は、現役全体でみた保険料負担力の低下につながるものです。

※3「平均余命の伸び」は、受給者全体でみた給付費の増大につながるものです。

〈調整のイメージ図〉

○調整期間中は、年金額の伸びから「スライド調整率」を差し引いて、年金額を改定することとなります。

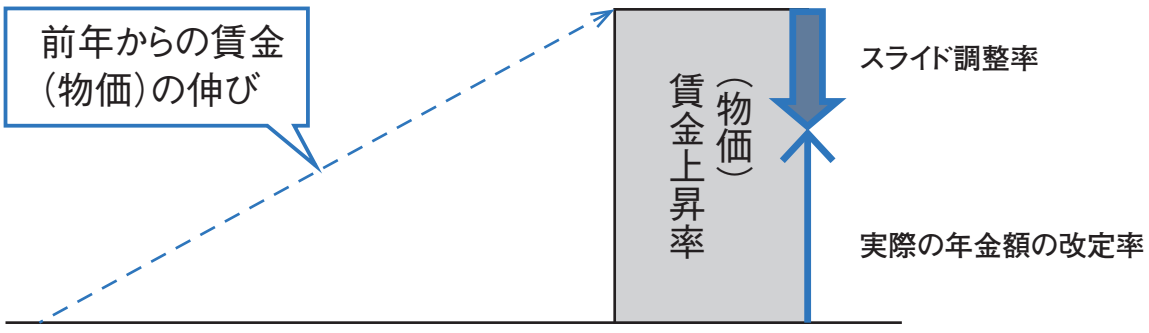

## 令和６年度の年金額について

年金額は、物価変動率や名目手取り賃金変動率に応じて、毎年度改定を行う仕組みとなっています。物価変動率が名目手取り賃金変動率を上回る場合は、支え手である現役世代の方々の負担能力に応じた給付とする観点から、名目手取り賃金変動率を用いて改定することが法律で定められています。

このため、令和６年度の年金額は、名目手取り賃金変動率（3.1%）を用いて改定します。

また、令和６年度のマクロ経済スライドによる調整（▲0.4%）が行われます。

よって、令和６年度の年金額の改定率は、2.7%となります。

■参考：令和６年度の参考指標

・物価変動率：3.2%

・名目手取り賃金変動率※1：3.1%

・マクロ経済スライドによるスライド調整率※2：▲0.4%

※1「名目手取り賃金変動率」とは、２年度前から４年度前までの３年度平均の実質賃金変動率に前年の物価変動率と３年度前の可処分所得割合変化率（0.0%）を乗じたものです。

◆名目手取り賃金変動率（3.1%）

＝ 実質賃金変動率（▲0.1%）＋ 物価変動率（3.2%）＋ 可処分所得割合変化率（0.0%）

（令和２～４年度の平均）　（令和５年の値）　（令和３年度の値）

※2「マクロ経済スライド」とは、公的年金被保険者の変動と平均余命の伸びに基づいて、スライド調整率を設定し、その分を賃金と物価の変動がプラスとなる場合に改定率から控除するもので、この仕組みは、平成16年の年金制度改正により導入されました。マクロ経済スライドによる調整を計画的に実施することは、将来世代の年金の給付水準を確保することにつながります。

◆マクロ経済スライドによるスライド調整率（▲0.4%）

＝ 公的年金被保険者総数の変動率（▲0.1%）＋ 平均余命の伸び率（▲0.3%）

（令和２～４年度の平均）　（定率）